

### 84. 社会福祉関係法による保護状況

社会福祉は、県民ひとりひとりに社会的に均衡のとれた心豊かな生活を確保するところにある。

県内の生活保護法による適用者は、昭和43年度平均の保護人員19,123人に対し、約25.6億円の保護費が支給されている。保護人員は、昭和27年を最高に年々減少し、昭和43年度の保護率（人口1,000人につき）は6.2と減少している。この保護費の内訳をみると医療扶助が最も高く58.6%，ついで生活扶助34.6%，その他6.8%となっている。

児童福祉法適用による施設収容人員は、44年3月現在において約2万6千人に達し、措置費は約10億円である。

国民年金法のうち、福祉年金は、給付実人員9万9千人、給付額17億円となっている。

年 度	生 活 保 護 法							保 護 率 (人 口 1000人 につき)
	平 均 被 保 世 帯 数	平 均 被 保 人 員	保 護 費 (100万円)					
			計	(うち) 生活扶助	(うち) 医療扶助	(うち) 教育扶助		
昭和30年度	12 304	32 301	720	238	431	29	14.6	
35	11 130	28 052	973	303	600	29	12.2	
39	9 000	21 615	1 388	548	739	42	8.6	
40	8 983	20 580	1 624	586	915	49	7.6	
41	9 309	20 585	1 888	688	1 053	53	7.3	
42	9 378	20 289	2 212	801	1 250	55	6.8	
43	9 192	19 123	2 561	887	1 502	56	6.2	
	児 童 福 祉 法		身 体 障 害 者 福 祉 法		国 民 年 金 法			
	施 設 収 容 人 員	児 童 措 置 費 (100万円)	身 体 障 害 者 手 帳 新 規 交 付 数	更 生 援 護 取 扱 実 人 員	福 祉 年 金			
					給 付 実 人 員	給 付 額 (100万円)	(うち) 老 齡 福 祉 年 金	
昭和35年度	(144)10 992	158	1 280	9 505	73 981	839	702	
39	(124)21 133	720	1 324	15 971	89 938	1 038	873	
40	(117)21 408	898	1 170	18 019	90 847	1 201	1 028	
41	(124)24 286	736	1 452	…	93 259	1 414	1 226	
42	(131)27 592	881	1 640	22 955	95 956	1 560	1 344	
43	(131)25 816	1 015	1 812	17 956	99 391	1 715	1 478	

厚生課、国民年金課調 注) ( )は母子寮の世帯数である。